

(12) 特許協力条約に基づいて公開された国際出願

(19) 世界知的所有權機關
國際事務局



A standard linear barcode representing the journal issue information.

(43) 国際公開日
2006年11月2日 (02.11.2006)

PCT

(10) 国際公開番号
WO 2006/114908 A1

(51) 國際特許分類:
A61B 6/03 (2006.01)

PCT/JP2005/019174

(22) 國際出願日: 2005年10月19日(19.10.2005)

(25) 国際出願の言語: 日本語

(26) 国際公開の言語: 日本語

(30) 優先権データ:

特願2005-127123 2005年4月25日(25.04.2005) JP

(7) 出願人(米国を除く全ての指定国について): 独立行政

(7) 出願人(本願を除く全ての指定図について): 独立行政法人放射線医学総合研究所(NATIONAL INSTITUTE OF RADIOLOGICAL SCIENCES) [JP/JP]; 〒2638555 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号 Chiba (JP).

(72) 発明者: および
(75) 発明者/出願人(米国についてのみ): 森慎一郎(MORI, Shinichirou)[JP/JP]; 〒2638555 千葉県千葉市稻毛区穴

川四丁目9番1号 独立行政法人放射線医学総合研究所内 Chiba (JP). 遠藤 真広 (ENDO, Masahiro) [JP/JP]; 〒2638555 千葉県千葉市稻毛区穴川四丁目9番1号 独立行政法人放射線医学総合研究所内 Chiba (JP).

(74) 代理人: 高矢 諭, 外(TAKAYA, Satoshi et al.); 〒1510053 東京都渋谷区代々木二丁目10番12号南新宿ビル Tokyo (JP).

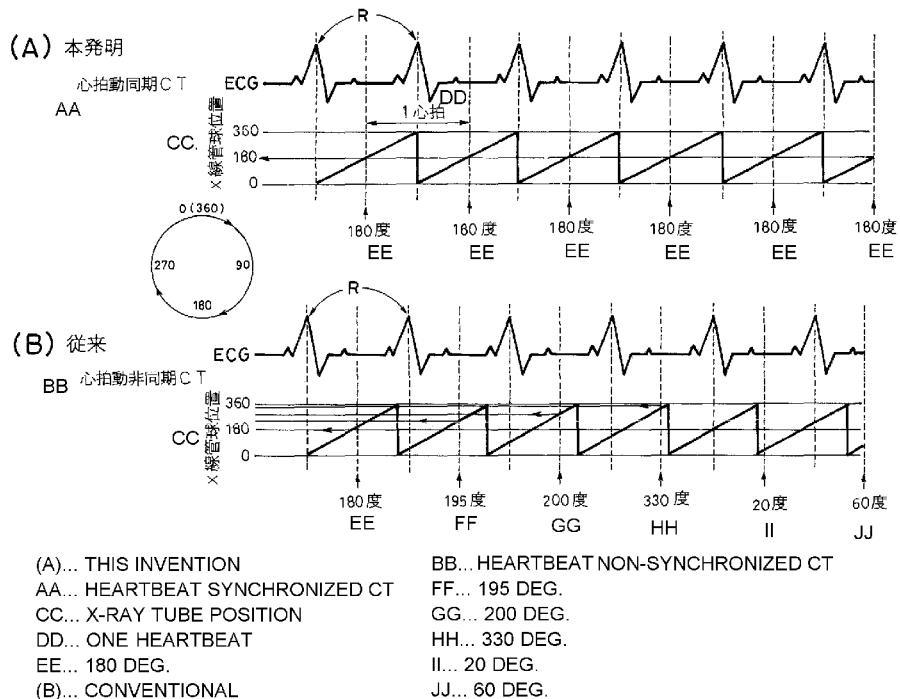
(81) 指定国(表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, KE, KG, KM, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

(84) 指定国(表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア(AM, AZ, BY,

[続葉有]

(54) Title: CT PHOTOGRAPHING METHOD AND DEVICE FOR MOVING LOCATION

(54) 発明の名称: 運動部分の CT 撮影方法及び装置



(57) Abstract: When a location repeating a cyclic motion of a subject within a gantry is CT-photographed and reconstructed, the gantry is rotated in synchronization with the cyclic motion of the moving location to obtain an image in which the moving location is at standstill. Accordingly, it is possible to observe the flow of a contract medium or the like with the motion of an organ repeating a cyclic motion stopped.

/ 続葉有 /



KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

添付公開書類:
— 国際調査報告書

(57) 要約: ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影して再構成する際に、運動部分の周期的な運動と同期してガントリを回転させることにより、運動部分の動きが止まった画像を得る。これにより、周期的な運動を繰返している臓器の動きを止めて、造影剤等の流れが観測可能となる。

明細書

運動部分のCT撮影方法及び装置

技術分野

[0001] 本発明は、ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影してセグメント再構成するための運動部分のCT撮影方法及び装置に係り、特に、心臓や肺の造影検査を行なう際に用いるのに好適な、運動部分のCT撮影方法及び装置に関する。

背景技術

[0002] 一般に、動いている物体をCT(コンピュータ・トモグラフィ)で撮影すると、動きによる偽像(モーション・アーチファクト)が現われる。これは、動いている物体の速度に対して、CT撮影の時間分解能が悪いからである。そこで、(1)心臓など速く動くものに対しては、CTの回転速度を速めて、例えば回転時間を0.5秒以下としたり、(2)1回転で得られたデータを各心位相毎に分割し、複数スキャンにより得られるデータから同じ心位相のデータを集めて1回転分として画像を再構成する際に用いる投影像の数を例えば半分に減らすアルゴリズム(ハーフスキャン)によって、時間分解能を上げている。このような技術により、経時的な動きを観察することが可能になっている。

[0003] 一方、心臓のように周期的な動きをするものに対しては、CT撮影像のX線管球位置が異なり、しかも心臓の伸縮する位相は同じ投影像を集めて再構成する、セグメント再構成というアルゴリズムも用いられている。このためには、心臓の拍動とCT回転時間が同じになってしまふと、図1(A)及び図2に示す如く、X線管球位置が皆同じ(図1(A)の例では180度、図2の例では0度と180度)となってしまい、1回転分のデータが取れず、画像化できないため、図1(B)及び図3に示す如く、心電図から得られる患者等の被検体の拍動とCT回転時間が一致しないように、CT回転時間を変化させ、同期した投影像を用いない等、様々な工夫がなされている(特開平7-313504号公報、特開平10-328175号公報、特開2001-198121号公報参照)。

[0004] 図2及び図3において、10は患者、20はCT撮影装置のガントリ(CTガントリとも称する)、22はX線管球、24は2次元配置されたシンチレータである。

[0005] しかしながら従来は、造影検査における造影剤の流れや、カテーテル検査／手術等におけるカテーテルや挿入チューブ、飲食物の動き等、一過性の動きを観測することはできなかった。

発明の開示

[0006] 本発明は、前記従来の問題点を解決するべくなされたもので、心臓や胸部等の周期的な運動を繰返している臓器の動きを止め、その中を造影剤やカテーテル、チューブ、飲食物等が動いていく画像を得られるようにすることを課題とする。

[0007] シンチレータをCTガントリ20の軸方向に64列並べた最新の64列CTでは、患者のテーブルを固定して、同じ軸方向位置で何回もガントリを回転させる、いわゆるシネスキャンにより、1回転で軸方向(患者の体軸方向)に最大40mmの範囲を撮影して、3次元(立体)データを得ることが可能であるが、従来の16列CTや、それよりも列数が少ないCTで、広範囲に画像を取得する場合には、一回転CT撮影を行い寝台をずらす過程を繰り返し行うステップアンドシュートスキャンや、テーブルを移動させながらCTスキャンを行なうヘリカルスキャンを行なっていた。しかし、これは画像毎に時間が異なるため、静止物体ならば問題はないが、動く物体の場合は、位相がずれて画像が崩れてしまい、3次元画像に時間の次元を加えた4次元画像とは言えない。

[0008] 一方、現在開発中の256列CTでは、1回転で軸方向に約100mmの範囲の画像取得が可能であり、広範囲に亘る4次元画像が取得可能となる。従って、従来の4次元画像では、図4に頭部の例で示す如く、図4(A)のように、患者10を輪切りにするアキシャル断面での診断が主流であったものが、256列CTとなると、図4(B)に示す如く、患者の正面から観察するコロナル(Coronal)断面や、図4(C)に示す如く、矢印方向から観察するサジタル(Sagittal)断面、それに、(D)に示す如く、斜めのオブリーク(Oblique)断面等、様々な角度から4次元画像の観察が可能となると考えられる。

[0009] この256列CTの技術は、特に造影剤を用いた検査で威力を発揮する。心臓検査を例に取ると、時間分解能をハーフスキャンやCT回転時間の高速化により高め、経時的に動きを観察する診断方向ばかり求められてきたが、逆の発想で、心臓の拍動と同じ周期でCTガントリを回転させると、心臓が止まっているように見える。当然時間分解能は最大限に高くはないので、モーション・アーチファクトは現われる。

[0010] 本発明は、このような知見に基づいてなされたもので、ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影して再構成する際に、運動部分の周期的な運動と同期してガントリを回転させることにより、運動部分の動きが止まった画像を得るようにして、前記課題を解決したものである。

[0011] 本発明は、又、ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影してセグメント再構成するための運動部分のCT撮影装置において、運動部分の周期的な運動を検出する手段と、運動部分の周期的な運動と同期してガントリの回転速度を制御する手段と、得られた画像を再構成して、運動部分の動きが止まった画像を得る手段とを備えることにより、同じく前記課題を解決したものである。

[0012] 本発明によれば、心臓や肺等の実際には周期的に動いている部分が、4次元表示しても停止しているように見えることを活かして、造影検査を行ない、造影剤の流入(ウォッシュイン)、流出(ウォッシュアウト)、染まり方を観察することによって、止まった臓器の中を造影剤だけが流れていき、筋肉の壁が染まっていくという、一過性の現象について、従来には無い診断情報が得られる。従って、ガン細胞や心筋梗塞等の既往症による染まり方や流れ方の違いでガンや既往症の部位が分かり、染まり易さで心筋の状態が分かり、代謝解析が可能となる。又、カテール、チューブや飲食物等の動きや消化具合も、周期運動をする心臓や呼吸性移動の影響を抑えて把握できる。

図面の簡単な説明

[0013] [図1]本発明の原理を説明するためのタイムチャート

[図2]同期撮影の様子を示すCTガントリの正面図

[図3]非同期撮影の様子を示すCTガントリの正面図

[図4]CT撮影される画像の例を示す図

[図5]本発明に係るCT撮影装置の実施形態の構成を示すブロック図

[図6]同じくCTガントリ部分の一例を示す斜視図

[図7]同じくCTガントリ部分の他の例を示す斜視図

[図8]本発明の実施例を従来例と比較して示す断面図

発明を実施するための最良の形態

[0014] 以下図面を参照して、本発明の実施形態を詳細に説明する。

- [0015] 本実施形態は、図5に示す如く、CTガントリ20の回転位置を検出するための、例えば回転センサ30及びガントリ位置検出器32でなるガントリ位置検出手段と、患者10の心拍を計測するための、例えば体表面に装着される電極34及び心電計36でなる心拍計測手段と、該心拍計測手段の出力に応じて心拍間隔を演算する心拍間隔演算部42、該心拍間隔演算部42の出力及び前記ガントリ位置検出手段の出力に応じてCTを制御するためのCT制御部44、該CT制御部44の出力によりCTガントリ20を回転するための、例えば駆動装置50及びダイレクトドライブ用モータを示すモータ52でなる回転手段を制御する回転手段制御部46を備えた制御装置40とを含んで構成されている。
- [0016] 前記CTガントリ20には、図6又は図7に示す如く、軸方向に多数(例えば256個)のシンチレータが内蔵されたブレード26が周方向に多数(例えば912チャンネル)備えられ、2次元計測が可能とされている。
- [0017] 前記ブレード26は、格子状のコリメータから軸方向の構造を取り除いた構造を有し、材料としては、アルミニウムや鉛、モリブデン等が用いられる。このブレード26の幅は、検出器のエレメントの幅に並んでいる。このブレード26には、例えばセラミックやガドリニウム、キセノン等でなるシンチレータが内蔵されている。
- [0018] 以下、作用を説明する。
- [0019] 本発明による心拍動同期CTと従来の心拍動非同期CTの模式図を図1に示す。図1(A)に示す、本発明の心拍動同期CTでは、1心拍にCTが1回転するため、模式図の心電図(ECG)のR波(ECGで一番尖がっている部分)から次のR波の間に、CTが0度から360度回転する。これに対して、図1(B)に示す従来の心拍動非同期CTでは、心拍動に関係なくCTが回転している。この心拍動非同期CTでは、R-R波間に必ずしもCTが1回転しているわけではなく、図1(B)の場合、CT回転の方が心拍動よりも速くなっている。
- [0020] 従来の心電図同期CT撮影では、図1(B)に示すように、心拍動と同じCT回転時間にならないようにすることで、矢印の部位の位相の心臓を造影すると、CTの管球位置が180度、195度、200度等、全てばらばらの管球位置の当像が取得できる。従って、このばらばらの角度位置を基準とする画像が各々1回転(360度)分集まれば、そ

それぞれの画像を再構成できる。しかし、図1(B)の方法では、絶対時間でばらばらの位相から、心臓のある1位相の画像を作成するため、造影剤の流れ等、一過性の動きを捉えることはできない。又、心筋の染まりも分からぬ。因みに、従来の心電図同期CT撮影では、CT撮影中ずっと造影剤は充満しているように、注入している。

- [0021] 一方、図1(A)に示す心拍動同期CTでは、矢印の部分では、X線管球位置が同じ位置(図では180度)になっている。CTの再構成では、再構成に用いる投影像の情報は、全て再構成画像に反映される。よって、心拍動同期CTでは、CT1回転中に1心拍の情報のみが不足なく含まれている。従って、矢印の部分からCT1回転しても、矢印から少しずれた位置から1回転させても、それらの回転中には、必ず1心拍の情報が含まれている。即ち、どの管球位置からCT回転を始めても、1心拍の情報が含まれており、拍動によりモーション・アーチファクトの現われ方は同じになる。
- [0022] これらを、X線管球位置を少しずつずらした位置からCT1回転分再構成を続けて、動画を作成すると、拍動によるモーション・アーチファクトは同じに現われるため、心臓は止まって見える。一方、造影剤の動きは一過性であり、各CT1回転の間に含まれる造影剤における情報は、ばらばらであるため、動画にしてみると、造影剤の動きが観察できる。
- [0023] また、心拍間隔演算部42を間隔記憶部と予測部とで構成し、常に間隔記憶部に過去に連続した所定回数にさかのぼる心拍間隔を記憶しておき、予測部でその記憶データを参照していく変化が現れた場合、その傾向を分析して次回の心拍間隔の変化を予測し、その予測結果をCT制御部44に出力してガントリ20の回転速度が追従するようにモータ52の回転速度を制御することもできる。
- [0024] なお、不整脈等により追従不可能に拍動が乱れた場合には、対応する画像は捨てることができる。
- [0025] 本実施形態においては、モータ52によりCTガントリ20をダイレクトドライブしているので、応答性が高く、高速回転が可能である。なお、ベルトドライブとすることもできる。
- [0026] 前記実施形態においては、心臓を例にとっていたが、本発明の適用対象は心臓だけでなく、肺等、呼吸性移動等を含む周期運動をするもの一般に適用可能である。

[0027] 心臓ファントムを用いてデータ取得を行なった。ここでは、1分間に45回、60回の心拍でファントムを動かし、造影剤を注入しながら撮影した。動くのは、内側の三角錐の部分で、左右に動く。CTの回転時間は、1回転1秒であり、心拍60回の場合と同期することになる。

[0028] 図8は、そのときのコロナル断面を示したものである。上段(A)が従来の心拍非同期CT撮影で、下段(B)が本発明による心拍同期CT撮影画像である。右にいく程、時間が進む。本発明による心拍同期CT撮影では、造影剤が充満してきても、動態部分が二重に映るだけであるが、従来の心拍非同期撮影の場合には、動いているのが分かる(右から1番目と2番目)。

産業上の利用の可能性

[0029] 本発明は、ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影してセグメント再構成するための運動部分のCT撮影に用いることができる。

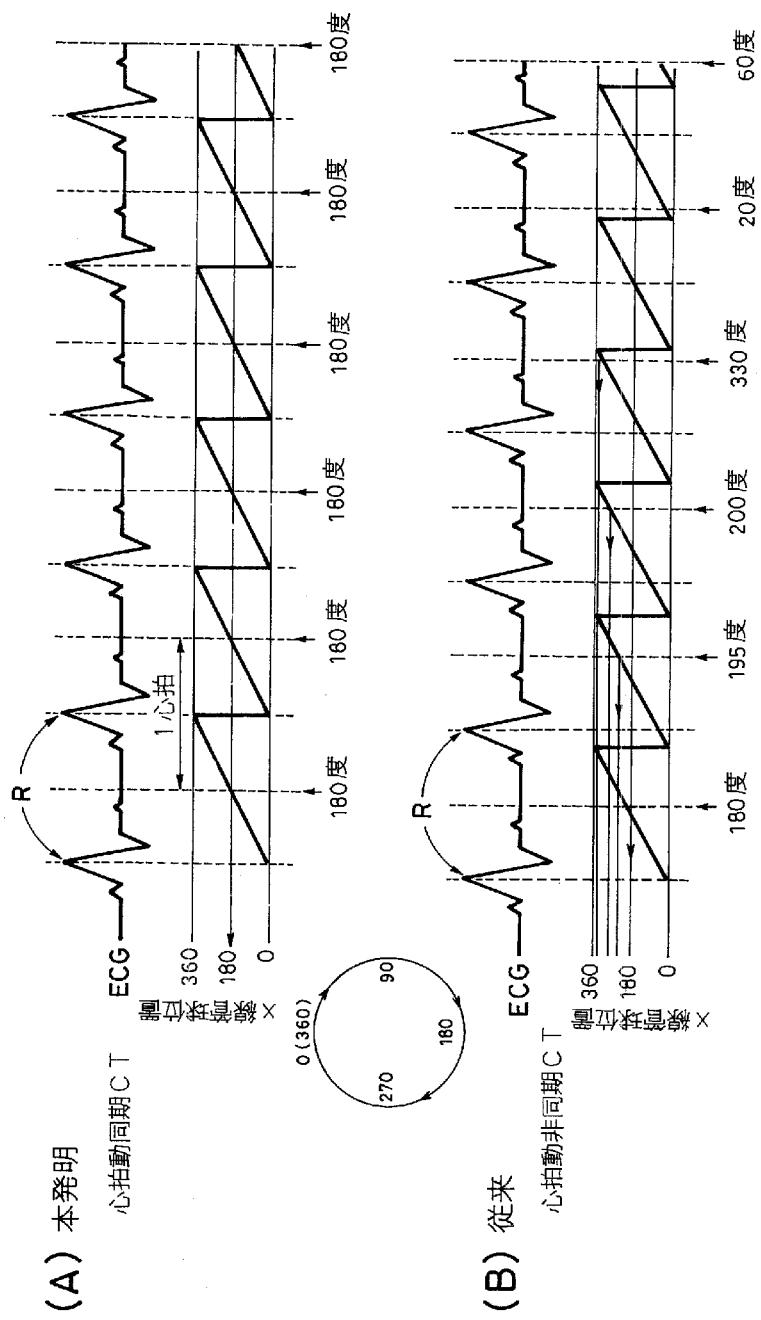
請求の範囲

- [1] ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影して再構成する際に、
運動部分の周期的な運動と同期してガントリを回転させることにより、
運動部分の動きが止まった画像を得ることを特徴とする運動部分のCT撮影方法。
- [2] 前記CT撮影を256列CTで行うことを特徴とする請求項1に記載の運動部分のCT撮影方法。
- [3] 前記周期的な運動が乱れた場合は、対応する画像を捨てることを特徴とする請求項1に記載の運動部分のCT撮影方法。
- [4] 前記周期的な運動を繰返している部分が心臓や肺であることを特徴とする請求項1に記載の運動部分のCT撮影方法。
- [5] ガントリ内にある被検体の周期的な運動を繰返している部分をCT撮影して再構成するための運動部分のCT撮影装置において、
運動部分の周期的な運動を検出する手段と、
運動部分の周期的な運動と同期してガントリの回転速度を制御する手段と、
得られた画像を再構成して、運動部分の動きが止まった画像を得る手段と、
を備えたことを特徴とする運動部分のCT撮影装置。
- [6] 前記運動部分の周期的な運動を検出する手段が、心拍計測手段と、該心拍計測手段の出力に応じて心拍間隔を演算する心拍間隔演算部を含むことを特徴とする請求項5に記載の運動部分のCT撮影装置。
- [7] 前記心拍間隔演算部が間隔記憶部と予測部とで構成され、常に間隔記憶部に過去に連続した所定回数にさかのぼる心拍間隔を記憶しておき、予測部でその記憶データを参照していくて変化が現れた場合、その傾向を分析して次回の心拍間隔の変化を予測するようにされていることを特徴とする請求項6に記載の運動部分のCT撮影装置。
- [8] 前記ガントリの回転速度を制御する手段が、前記運動部分の周期的な運動を検出する手段の出力、及び、ガントリの回転位置を検出するためのガントリ位置検出手段の出力に応じて、ガントリを制御するためのCT制御部と、該CT制御部の出力により

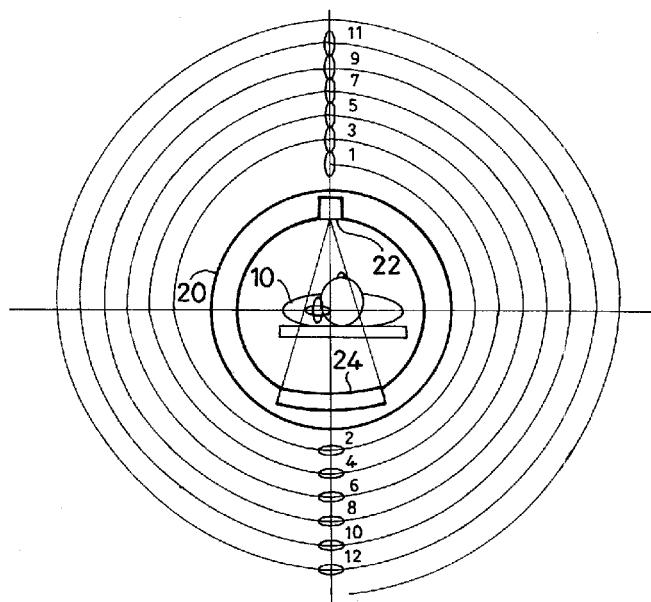
ガントリを回転するための回転手段制御部を含むことを特徴とする請求項5に記載の運動部分のCT撮影装置。

- [9] 前記ガントリがモータにより直接駆動されていることを特徴とする請求項5に記載の運動部分のCT撮影装置。

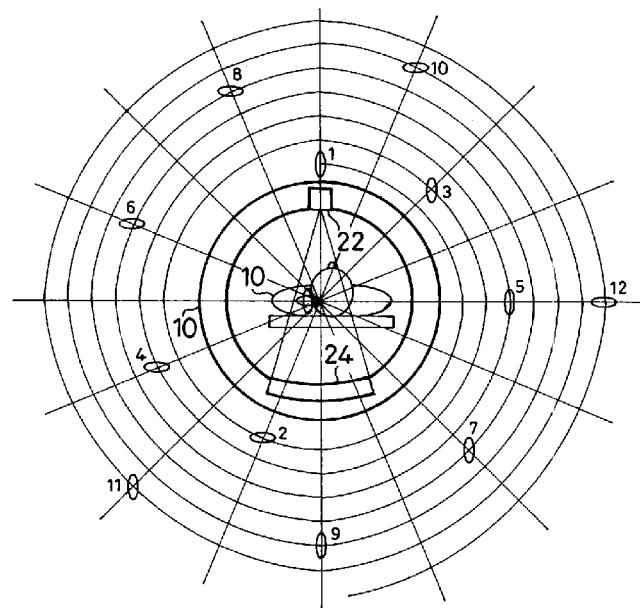
[図1]



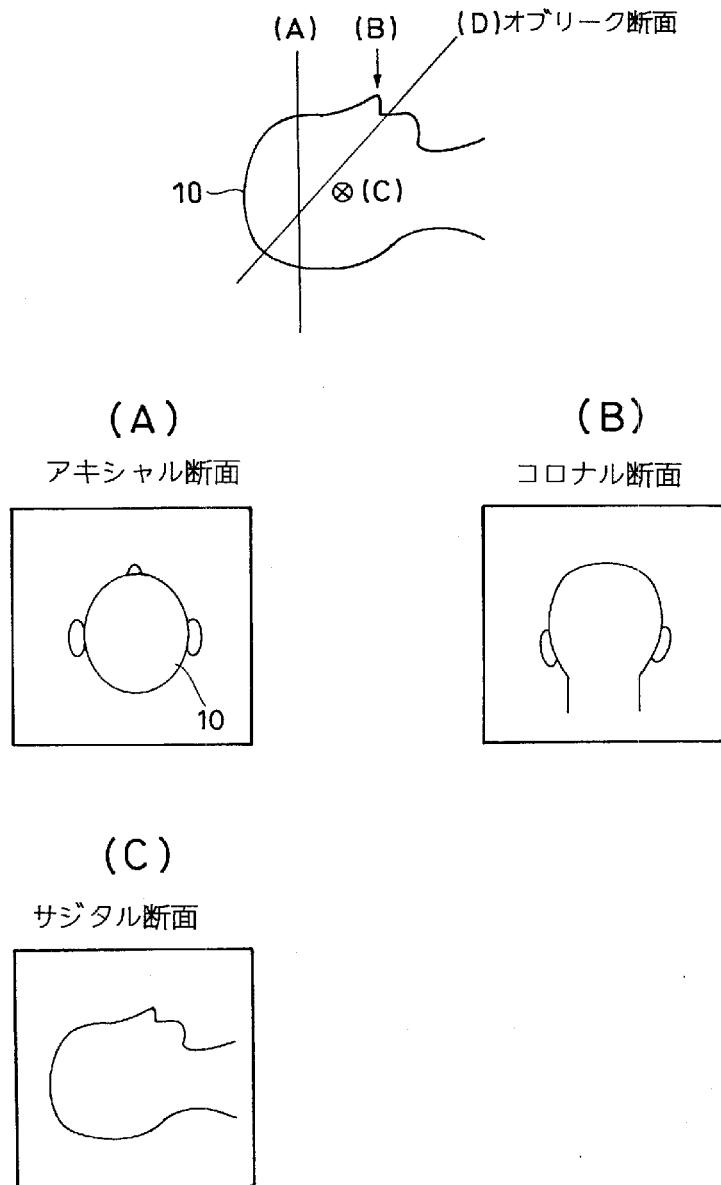
[図2]



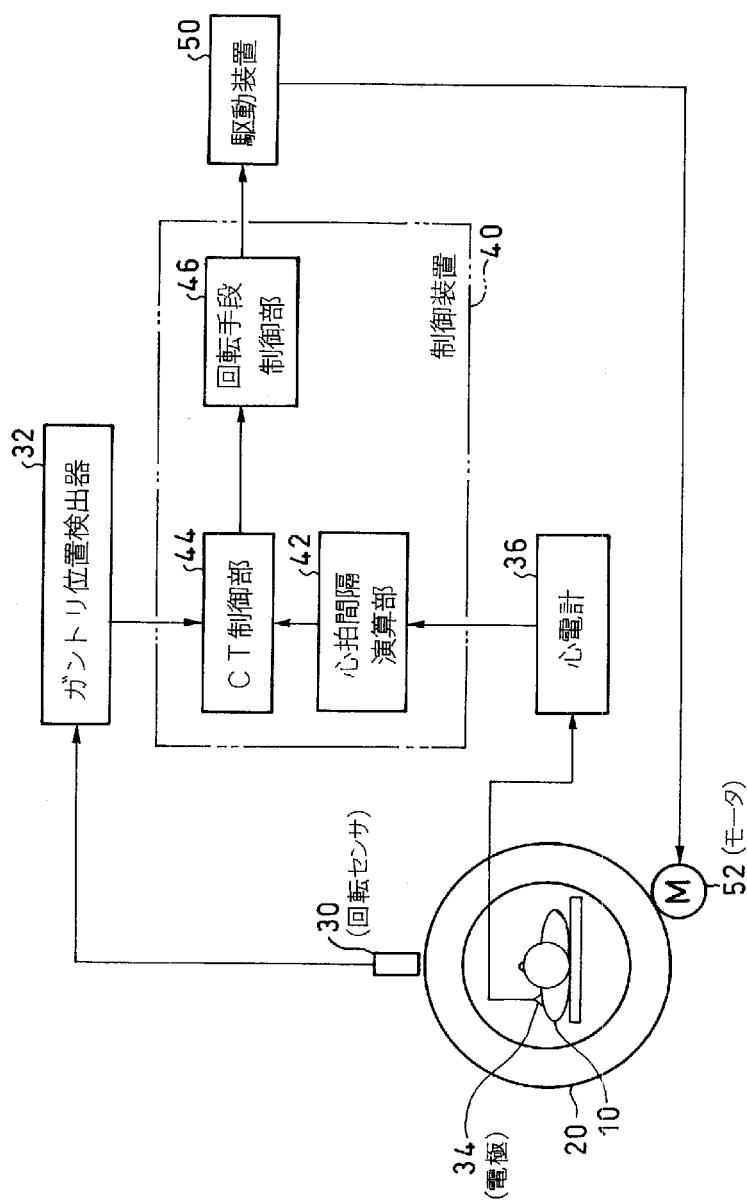
[図3]



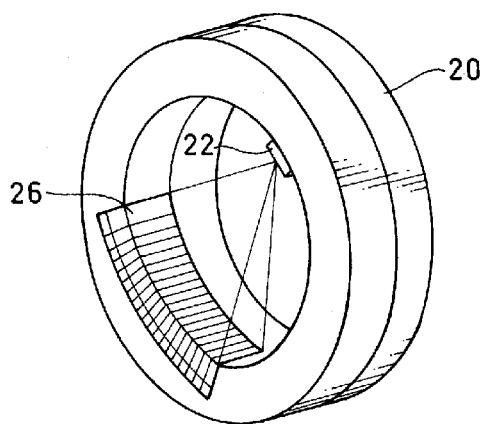
[図4]



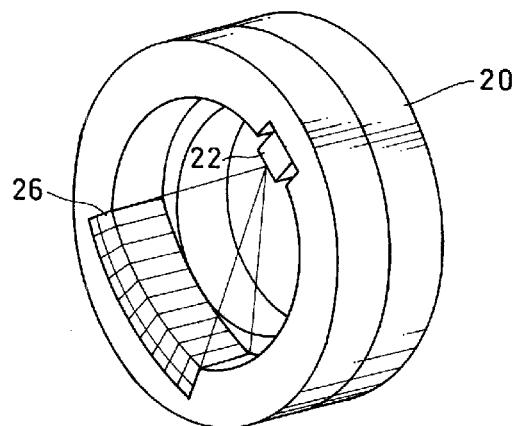
[図5]



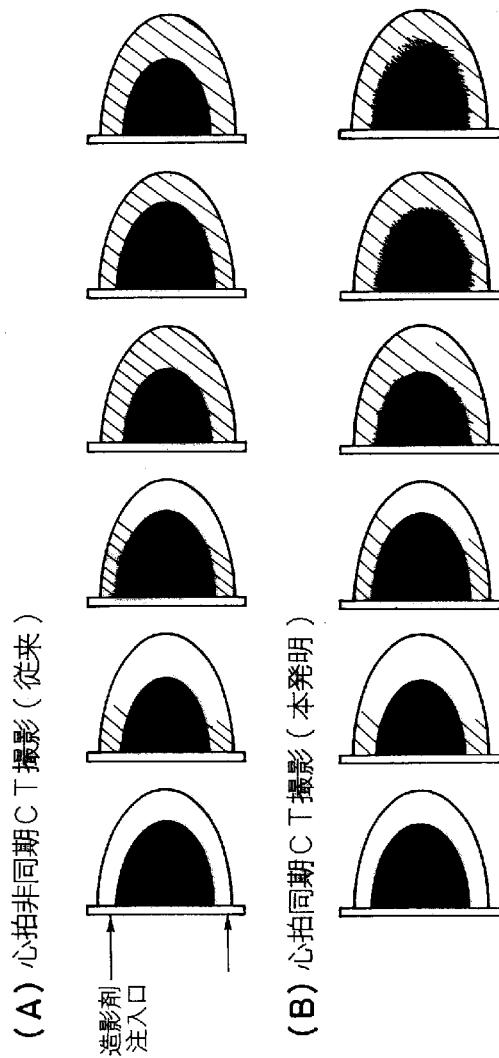
[図6]



[図7]



[図8]



INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2005/019174

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER
A61B6/03 (2006.01)

According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC

B. FIELDS SEARCHED

Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols)

A61B6/03 (2006.01)

Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched

Jitsuyo Shinan Koho	1922-1996	Jitsuyo Shinan Toroku Koho	1996-2006
Kokai Jitsuyo Shinan Koho	1971-2006	Toroku Jitsuyo Shinan Koho	1994-2006

Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)

C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
X A	JP 9-75338 A (Hitachi Medical Corp.), 25 March, 1997 (25.03.97), & US 6269140 B1	5, 6 7

Further documents are listed in the continuation of Box C.

See patent family annex.

* Special categories of cited documents:

- "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance
- "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date
- "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified)
- "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means
- "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed

"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention

"X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone

"Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art

"&" document member of the same patent family

Date of the actual completion of the international search
 04 January, 2006 (04.01.06)

Date of mailing of the international search report
 17 January, 2006 (17.01.06)

Name and mailing address of the ISA/
 Japanese Patent Office

Authorized officer

Facsimile No.

Telephone No.

INTERNATIONAL SEARCH REPORTInternational application No.
PCT/JP2005/019174**Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)**

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.: 1 - 4
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:
Since a CTphotographing method for a moving location in claims 1-4 is considered to include the process of CT-photographing the subject, it is substantially falls under a diagnosing method.
2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:
3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

Claim 5 is not novel nor involves an inventive step based on document JP 9-75338 A (Hitachi Medical Corp.), 25.03.1997.
Consequently, claims 5-7 are classified as a main invention, claim 8 as a second invention and claim 9 as a third invention, this application includes three inventions.

Therefore, the inventions in claims 5-9 do no fulfill the unity of invention.

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:
4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.: 5 - 7

Remark on Protest
the

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee..
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

A. 発明の属する分野の分類（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. A61B6/03(2006.01)

B. 調査を行った分野

調査を行った最小限資料（国際特許分類（IPC））

Int.Cl. A61B6/03(2006.01)

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2006年
日本国実用新案登録公報	1996-2006年
日本国登録実用新案公報	1994-2006年

国際調査で使用した電子データベース（データベースの名称、調査に使用した用語）

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
X	JP 9-75338 A (株式会社日立メディコ) 1997.03.25 & US 6269140 B1	5, 6
A		7

 C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー

「A」特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの

「E」国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの

「L」優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献（理由を付す）

「O」口頭による開示、使用、展示等に言及する文献

「P」国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願

の日の後に公表された文献

「T」国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの

「X」特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの

「Y」特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの

「&」同一パテントファミリー文献

国際調査を完了した日

04.01.2006

国際調査報告の発送日

17.01.2006

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁（ISA/JP）

郵便番号100-8915

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官（権限のある職員）

小田倉 直人

2Q

9163

電話番号 03-3581-1101 内線 3292

第Ⅱ欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求の範囲 1 - 4 は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

請求の範囲 1 - 4 に記載の運動部分の CT撮影方法は、被検体の CT撮影を行う工程が含まれていると解されることから、実質的に診断方法に該当するものと認められる。

2. 請求の範囲 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求の範囲 _____ は、従属請求の範囲であって PCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第Ⅲ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるとこの国際調査機関は認めた。

請求の範囲 5 は文献 JP 9-75338 A (株式会社日立メディコ) 1997.03.25 に基づき、新規性又は進歩性を有しない。

その結果、主発明には、請求の範囲 5 - 7 を区分し、第2発明には、請求の範囲 8 を区分し、第3発明には、請求の範囲 9 を区分するから、本願には3の発明が記載されているものと認められる。

よって、請求の範囲 5 - 9 は発明の単一性を満たしていない。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったので、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

請求の範囲 5 - 7

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立て手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあつた。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあつたが、異議申立て手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかつた。
- 追加調査手数料の納付を伴う異議申立てがなかつた。